

# 進路情報

今年度最後の進路情報は、家族でお子さんの将来の生活について考えられるときのひとつの視点になればと考え、成年後見制度について紹介します。

## 成年後見制度

※詳細は、法務省のHPにも掲載されています。

本人が、契約やお金の管理などに対する**判断が難しい場合、法律的に守り、支えてもらえる制度**です。

※理由が身体障害だけでは、制度の利用はできません。

※食事など日常の介護は対象になりません。



### 未成年の間・今の生活

保護者が、子どもを守り、支えています。

福祉サービスの契約 銀行でお金を下ろす  
市町村への申請 など

20歳になると

### 成年の生活

本人が、契約などを行います。

サポートが必要

### 本人をサポートする方法

① 今までのように保護者が行う  
銀行利用などで本人の同意書の提出が必要な場合があります。

保護者になにかあった場合は？

② 兄弟姉妹などが行う

③ 「成年後見制度」の利用

施設入所や遺産分割の場合などで、「成年後見制度」の利用が必要なことがあります。

※まず市町村（福祉課）に相談

※申請は家庭裁判所

**成年後見制度**：本人の判断能力でサポートの程度が3段階あります。

サポート内容

- ① **「身上監護」**：快適に暮らせるために契約等の事務  
本人の不十分な判断での契約の取り消し
- ② **「財産管理」**：通常の預貯金や税金等の管理



### メリット

- 詐欺被害を防止
- 本人のためだけに財産を使用
- 家庭裁判所が財産管理に関与 など

### ⚠️ 注意事項

- 成年後見制度の利用を開始した場合、途中で止めることができません。
- 成年後見人が、希望どおりの人に決まらないことがあります。

Q1. 誰がサポートするの？

A1. 家族でもなれます。家庭裁判所が一番適任と思う人を決めます。第三者（弁護士・社会福祉士など）になることもあります。

Q2. どんなことをするの？

A2. 「本人の財産」の書類を作って家庭裁判所に提出します。介護などの契約やお金の管理をします。

### 「今から考えておくことは？」

保護者がサポートできなくなった場合、兄弟姉妹でもできますが、義務ではありません。定期的に書類を作成し、提出する必要があります。兄弟姉妹のそれぞれの生活が確立することも大事です。家族として大事な存在であることや、兄弟姉妹として付き合い続けることは異なります。家族としてのかかわり方などについて話し合うことはとても大切です。

